

災害に関するお知らせ

医療機関等における一部負担金等の免除

東日本大震災により被災された方で、左表の要件に該当する方は医療機関等での一部負担金等が免除されます。

今年7月1日以降医療機関等で、一部負担金等の免除を受けるためには①から⑦の要件に該当することを証明する証明書の提示が必要です。

要件	添付書類等
① 住家が全半壊の被災をした	罹災証明書
② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った	重篤な傷病の場合は医師の診断書
③ 主たる生計維持者が行方不明になった	警察等に行方不明者に係る届出をしている事分かるもの
④ 震災の被害により主たる生計維持者が事業を廃止または休止した	事業を休止・廃止したことが分かる書類(税務署に提出する廃業届等)
⑤ 震災の被害により主たる生計維持者が失業し、収入がない(失業給付を受けている場合は該当しません)	離職日、離職理由等が分かるもの
⑥ 福島原発の避難指示地域または屋内退避指示地域に指定された	添付書類は不要です
⑦ 福島原発の計画的避難区域または緊急時避難準備区域に指定された	

国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者の方で、あらかじめ要件に該当すると思われる方(住家の被害が全半壊の方など)には証明書を6月中にお手元に届くよう郵送します。証明書は医療機関で被保険者証に添えて提示してください。

また、国民健康保険、後期高齢者医療制度加入の方で要件に該当すると思われる方は

市役所国保年金課または各支所地域振興課で届出を行ってください。届出を行う際には添付書類が必要な場合があります。

その他の医療保険に加入されている方は、加入している医療保険へお問い合わせください。

◎問い合わせ：
国保年金課国保年金係
☎(55)5106

市税等の減免

東日本大震災により被災した方の個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税および介護保険料のうち、災害が発生した平成23年3月11日以降が納期限の税額等について、損害の状況等により平成22年度および平成23年度の市税等の減免を実施します。

減免の対象となる納期や申請方法等については、今月号と一緒に配りしている「市税等の減免の案内」をご覧ください。ただ、市ホームページでご確認ください。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故による損害については、今回の減免の対象ではありません。

◎問い合わせ：
税務課市民税係
☎(55)5085
税務課資産税係
☎(55)5086
高齢福祉課介護保険係
☎(55)5115

被災者の国民年金保険料の免除

被災された国民年金第1号被保険者の方で次の要件に該当する場合、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除されます。

対象者

- 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方

対象期間 平成23年2月分から6月分まで

免除申請期限 7月末日

※平成23年7月分以降については、改めて免除申請が必要

要です。

※被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替を停止しますので、年金事務所までご相談ください。

◎問い合わせ：
東北福島年金事務所
☎024(535)0141
国保年金課国保年金係
☎(55)5106

市営プールの開場中止

夏季の体力・健康づくりに利用いただいている市営プールについて、震災の影響により、今年度は開場を中止します。

中止となる市営プール

- 二本松市民プール(郭内)、岩代地域プール(小浜、新殿、旭、杉沢)

※お手持ちの市営プール回数券は、次年度以降も利用できますので保管ください。

◎問い合わせ：
二本松中央公民館
☎(23)5121
岩代公民館
☎(55)2260

7月から災害ごみの処理方法が変わります

震災により発生した災害ごみの処理方法が
7月1日からは次のようになります。

もとみやクリーンセンター

で受け入れる品目

・塀等のコンクリート、ブロック(鉄筋のない物でおおむね直径30cm以下のもの)

・壁等のコンクリート、ブロック(鉄筋のない物でおおむね直径30cm以下のもの)

・瓦等(番線および針金のないもの)

・柱等の木材(長さ60cm以下で太さ20cm以下のもの)

・土蔵等の壁(燃えるものおよび金属等の含まれないもの)

・石膏ボード等

・断熱材等

※ただし、被災した個人住宅からでたものに限りません。

・石膏ボード等

・断熱材等

※ただし、被災した個人住宅からでたものに限りません。

ブロック等

※住居内の家財等は、災害ごみではありません。

災害ごみをもとみやクリーンセンターに持ち込む場合の必要な手続き方法は、下表のとおりです。

下表②の場合は、事前に市役所生活環境課に「災害瓦礫受付調書」の提出が必要になります。

手続きには日数がかかりますので、余裕を持って手続きを行ってください。

また、震災以降、少量の災害ごみであれば、指定袋以外の袋で収集可能としていますが、7月1日以降は指定袋以外では収集できません。

◎問い合わせ・手続き:

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

解体方法	廃掃法区分	運搬搬入方法	必要書類・備考
① 居住者が自ら解体した場合	一般廃棄物	居住者が自ら搬入	必要書類なし (居住者が同乗せず、親戚や知り合い等の搬入の場合受入不可)
		一般廃棄物許可業者に依頼し搬入	
		親戚や知り合い等の車両に居住者が同乗し搬入	
② 建設業者等が解体した場合(特別受入を認めるもの)	産業廃棄物	居住者が自ら搬入	「罹災証明書(写)」+ 「受付調書(指示書)(写)」 (受付印が押印してあるもの)
		建設業者等(居住者が同乗)が搬入	

※1日の合計搬入量は10t以内 ※搬入車両は4t車以内

仮設住宅で入居が開始されています

県により建設が進められている応急仮設住宅の一部が完成し、入居が開始されています。
建設場所や建設(予定)戸数は、左表のとおりです。

建設場所・戸数

建設場所	建設(予定)戸数	建設場所	建設(予定)戸数
郭内公園グラウンド	100戸	杉田住民センターグラウンド	33戸
塩沢農村広場	98戸	杉内多目的運動広場	234戸
岳下住民センターグラウンド	64戸	杉田農村広場	64戸
旧平石小学校跡	82戸	大平農村広場	66戸
安達運動場	244戸	永田農村広場	54戸
建設技術学院跡	30戸		



完成した岳下住民センターグラウンドの仮設住宅(6月3日撮影)



市内では最大規模となる安達運動場の仮設住宅(6月15日現在建設中)